



高松市告示第 4 2 2 号

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次により縦覧に供します。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日である令和 8 年 7 月 3 1 日までに、本市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 7 月 1 7 日

高松市長 大 西 秀 人

1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域

- (1) 林地区
- (2) 川添地区
- (3) 川島地区
- (4) 十河地区
- (5) 西植田地区
- (6) 東植田地区
- (7) 前田地区
- (8) 一宮地区
- (9) 仏生山地区
- (10) 多肥地区
- (11) 三谷地区
- (12) 木太地区
- (13) 鶴尾地区
- (14) 古高松地区
- (15) 牟礼地区



- (16) 庵治地区
- (17) 高松市太田地区
- (18) 川岡地区
- (19) 円座地区
- (20) 檀紙地区
- (21) 鬼無地区
- (22) 弦打地区
- (23) 香西地区
- (24) 下笠居地区
- (25) 国分寺地区
- (26) 大野地区
- (27) 川東地区
- (28) 浅野地区
- (29) 塩江地区
- (30) 香南地区

2 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和8年7月17日（金）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課



4 意見書の提出について

地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

(2) 提出方法

直接持参、郵送又は電子メールにより提出すること。ただし、電話での意見は受け付けない。

(3) 提出期限

令和8年7月31日（金）

郵送による場合は、令和8年7月31日（金）までの消印を有効とする。

電子メールによる場合は、令和8年7月31日（金）までに送信されたものを有効とする。

(4) 提出先

ア 直接持参又は郵送の場合

高松市番町一丁目8番15号

高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課

イ 電子メールの場合

nousui@city.takamatsu.lg.jp